

特別採捕許可の取扱方針

(趣旨)

第1 京都府漁業調整規則（以下「規則」という。）第43条第1項に規定する適用除外を受ける試験研究等に係る許可にかかるもの（以下「許可」という。）の取扱いについては、規則及びこの方針の定めるところによる。

(許可の対象)

第2 この許可は次の（1）から（3）までのいずれかに該当し、公共的かつ非営利的なもので、関係者の理解と同意が得られ、十分に内容が精査された場合であって2及び3を満たす場合に行う。

（1）試験研究

試験研究、資源量調査、環境影響調査等

（2）教育実習

学校教育の一環としての実習、公益団体による展示用の魚類採捕等

（3）増養殖用の種苗の供給（自給を含む。）

ふ化放流を行うための親魚採捕、親魚・稚魚の移植等（サケについては、増殖経費に充てるための余剰卵販売を含む）

2 申請者が、次の（1）から（4）までに掲げる者に該当しないこと。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

（2）申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

（3）暴力団員等によってその事業活動が支配されている者

（4）申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

3 採捕に従事する者（採捕の責任者含む。以下同じ。）の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は以下のとおりとする。

1 官公庁、教育委員会、学校、公益法人、漁業協同組合連合会、漁業協同組合

2 1に準ずるものとして知事が認めるもの

(採捕の期間の上限)

第4 採捕の期間は1年以内とする。

(許可の申請)

第5 許可の申請（規則第43条第6項による許可の申請を含む。）に必要な書類は以下のとおりとする。

なお、次の3又は4の書類については、規則第43条第6項による許可の申請においては採捕の区域又

は使用する漁具及び漁法を変更する場合に限る。

- 1 特別採捕許可申請書（別記第1号様式）
- 2 申請者が第2の2及び3を誓約する宣誓書（別記第2号様式）
- 3 採捕の区域を示す図面
- 4 使用する漁具及び漁法の模式図
- 5 同意書の写し（漁業権者、官公庁等関係者の同意が必要な場合）
- 6 従前の許可証（規則第43条第6項による許可の申請に限る。）

（申請書等の提出先）

第6 試験研究等の適用除外を受ける許可申請書その他の書類の提出先は、内水面（京都府中丹広域振興局及び京都府丹後広域振興局の所管区域以外の区域で行う採捕に限る。）における許可については京都府農林水産部水産課に、海面及び内水面（京都府中丹広域振興局及び京都府丹後広域振興局の所管区域内の区域で行う採捕に限る。）における許可については、京都府水産事務所とする。

（許可証）

第7 規則第43条第3項による許可証は、別記第3号様式によるものとする。

（許可に係る試験研究等の結果報告）

第8 許可を受けた者は、規則第43条第5項により、許可の有効期間が満了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに特別採捕結果報告書（別記第4号様式）により結果を報告するものとする。

附 則

この方針は令和3年1月26日より施行する。